

黒石市スポーツ交流センター管理運営規則をここに公布する。

平成29年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市スポーツ交流センター管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市スポーツ交流センター条例(平成28年黒石市条例第45号。以下「条例」という。)第15条及び市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則(昭和58年黒石市規則第6号)第3条の規定に基づき、黒石市スポーツ交流センター(以下「交流センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条の規定により使用の許可を受けようとする者は、黒石市スポーツ交流センター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可申請の受付期間は、使用しようとする日の60日前から7日前までとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育長は、交流センターの使用を許可したときは、黒石市スポーツ交流センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際に許可書を係員に提示するものとする。

(使用の期間の制限)

第4条 使用期間は、同一使用につき引き続き5日を超えることができない。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料の領収書を添えて、黒石市スポーツ交流センター使用料還付申請書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により、使用料の減額又は免除(以下「使用料の減免」という。)を受けることができる場合及び当該使用料の減免の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の機関が主催する事業等に供する場合 全額免除

(2) 市の機関が共催又は後援する事業等に供する場合 5割減額

2 前項第2号の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、黒石市スポーツ交流センター使用料減免申請書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、使用料の減免を決定したときは、黒石市スポーツ交流センター使用料減免通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 施設、設備等を損傷しないこと。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示をしないこと。

(5) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙若しくは飲食をしないこと。

(6) その他交流センターの管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第8条 条例第13条の規定により、交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条第1項、第3条第1項、第5条並びに第6条第3項及び第4項中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項及び第4条中「教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ、教育長の承認を得て、これを変更することができる」と、第5条及び第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式中「黒石市教育委員会教育長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と

読み替えて適用するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(黒石市勤労青少年ホーム管理運営規則及び黒石市中央スポーツ館管理運営規則の
廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 黒石市勤労青少年ホーム管理運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第
10号）

(2) 黒石市中央スポーツ館管理運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第1
1号）

(経過措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前
の黒石市勤労青少年ホーム管理運営規則及び廃止前の黒石市中央スポーツ館管理運
営規則（以下これらを「旧規則」という。）の規定によりした処分、手続その他の
行為は、この規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日前に、旧規則の規定により利用の許可を受けた者に係る利用料金について
は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

黒石市スポーツ交流センター使用許可申請書

年 月 日

黒石市教育委員会
教育長

様

 団体名 _____
 住所 _____
 代表者名 _____ 印
 電 話 _____

次のとおりスポーツ交流センターを使用したいので、許可されるよう申請します。

※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号
使 用 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日				
使 用 目 的					
参 集 人 員	人（男 人・女 人）				
特 殊 物 件 の 搬 入					
入 場 料 徴 収 の 有 無	徴収する ・ 徴収しない				
施 設 使 用 料	使用時間	※単価／H	※使用料	備 考	
ア リ ー ナ	～				
音 楽 室	～				
調 理 室	～				
研 修 室	～				
会 議 室 1	～				
会 議 室 2	～				
工 作 室	～				
小計					
附属設備機器等使用料	使用時間	※単価／H	※使用料	備 考	
ア リ ー ナ 暖 房 機 器	～				
フ ロ ア シ ー ト	～				
放 送 機 器	～				
ビ ョ ー ノ	～				
工 作 用 電 気 窯	～				
ス ト ー ブ	～				
小計					
合計					

※印は記入不要。

様式第2号（第3条関係）

黒石市スポーツ交流センター使用許可書

年 月 日

団体名 _____
 住所 _____
 代表者名 _____ 様
 電 話 _____

申請のあったスポーツ交流センターの使用について、次のとおり許可します。

受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使 用 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日				
使 用 目 的					
参 集 人 員	人（男 人・女 人）				
特 殊 物 件 の 搬 入					
入 場 料 徴 収 の 有 無	徴収する ・ 徴収しない				
施 設 使 用 料	使用時間	単価／H	使用料	備 考	
ア リ ー ナ	～				
音 楽 室	～				
調 理 室	～				
研 修 室	～				
会 議 室 1	～				
会 議 室 2	～				
工 作 室	～				
小 計					
附属設備機器等使用料	使用時間	単価／H	使用料	備 考	
ア リ ー ナ 暖 房 機 器	～				
フ ロ ア シ ー ト	～				
放 送 機 器	～				
ピ ア ノ	～				
工 作 用 電 気 窯	～				
ス ト ー ブ	～				
小 計					
合 計					

黒石市教育委員会
 教育長 印

様式第3号（第5条関係）

黒石市スポーツ交流センター使用料還付申請書

許 可 番 号	第 号		
使 用 許 可 年 月 日			
還 付 申 請 の 理 由			
添 付 書 類	使用料領収書		
還 付 申 請 額	使 用 料 還 付 済 額	還 付 額	備 考
円	円	円	

団体名 _____
 住 所 _____
 代表者名 _____ (印)
 電 話 _____

上記のとおり、黒石市スポーツ交流センター使用料の還付を受けたいので申請します。

年 月 日

黒石市教育委員会

教育長

様

様式第4号（第6条関係）

黒石市スポーツ交流センター使用料減免申請書

年 月 日

黒石市教育委員会
教育長

様

団体名 _____
住所 _____
代表者名 _____ (印)
電 話 _____

黒石市スポーツ交流センター条例第8条及び黒石市スポーツ交流センター管理運営規則第6条の規定により使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

使 用 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日			
使 用 目 的				
参 集 人 員	人 (男 人・女 人)			
施 設 使 用 料	使用時間	※使用料	※減免額	※納付額
ア リ ー ナ	～			
音 楽 室	～			
調 理 室	～			
研 修 室	～			
会 議 室 1	～			
会 議 室 2	～			
工 作 室	～			
附属設備機器等使用料				
ア リ ー ナ 暖 房 機 器	～			
フ ロ ア シ ー ト	～			
放 送 機 器	～			
ピ ア ノ	～			
工 作 用 電 気 窯	～			
ス ト ー プ	～			
合 計				

※印は記入不要。

様式第5号（第6条関係）

黒石市スポーツ交流センター使用料減免通知書

年 月 日

様

黒石市教育委員会
教育長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料減免について、黒石市スポーツ交流センター条例第8条及び黒石市スポーツ交流センター管理運営規則第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

1 次のとおり減免します。

使 用 年 月 日	年 月 日			
施 設 使 用 料	使用時間	使用料	減免額	納付額
ア リ ー ナ	～			
音 楽 室	～			
調 理 室	～			
研 修 室	～			
会 議 室 1	～			
会 議 室 2	～			
工 作 室	～			
附属設備機器等使用料				
ア リ ー ナ 暖 房 機 器	～			
フ ロ ア シ ー ト	～			
放 送 機 器	～			
ピ ア ノ	～			
工 作 用 電 気 窯	～			
ス ト ー ブ	～			
合 計				

2 次の理由により減免できません。